

警戒レベル 4 で全員避難！水害・土砂災害の防災情報の伝え方が変わります

平成 30 年 7 月に発生した西日本豪雨での教訓から国の「避難勧告等に関するガイドライン」が改定され、市が発令する避難情報や気象庁などによる防災気象情報を「危険度に応じた 5 段階の警戒レベル」により表現し、避難のタイミングをお伝えすることになりました。

市では今後、高齢者などの避難に時間を要する方が避難を開始するときに「警戒レベル 3」、発令された地域の住民全員が避難を開始するときに「警戒レベル 4」、災害がすでに発生し、命を守るための最善の行動をとるときに「警戒レベル 5」とそれぞれ位置づけ、お知らせしますのでご承知おきください。



「警戒レベル」はこれまで周知していた避難情報に追加してお知らせします。警戒レベルを数字でお知らせすることにより、現在とるべき行動を直感的に判断できることを狙いとして運用されます。

警戒レベル	避難情報等	住民がとるべき行動
警戒レベル5 (市が発令)	災害発生情報	すでに災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動をとりましょう。
警戒レベル4 (市が発令) 全員避難	避難勧告 避難指示 (緊急)	速やかに避難先へ避難しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。
警戒レベル3 (市が発令) 高齢者などは避難	避難準備・ 高齢者等避難開始	避難に時間を要する方 (高齢の方、障がいのある方、乳幼児など) とその支援者は避難をしましょう。 そのほかの方は、避難の準備を整えましょう。
警戒レベル2 (気象庁が発表)	洪水注意報 大雨注意報等	避難に備え、ハザードマップなどで自らの避難行動を確認しましょう。
警戒レベル1 (気象庁が発表)	早期注意情報	災害への心構えを高めましょう。

「警戒レベル 5」は、すでに災害が発生している状況であり、必ず発令されるものではありません。「警戒レベル 3」「警戒レベル 4」で地域の皆さんで声を掛け合って、安全・確実に避難しましょう。

◆詳しく知りたい方は、内閣府防災情報のページをご覧ください。

内閣府 避難勧告

検索

【ホームページアドレス】

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html



こちらの QR コードからも閲覧できます

閩防災対策係 TEL 54-2121

エアコンクリーニングで快適生活！

エアコンの分解洗浄、修理、取付工事、エアコンの事なら何でもお問い合わせください。
石油ストーブ、給油・暖房ボイラー等の石油燃焼機器の修理、分解整備、不凍液交換や販売、取付工事も全機種、メーカー問わず対応致します。

有限会社 空知空調
東 4 条南 18 丁目 1-37

☎ 54-1695

まだまだ元気に働きたい！そんな思いをお持ちの方は…



シルバー会員大募集!!

砂川市

シルバー人材センター

☎ 52-4159

西 7 条北 4 丁目 1-1 (総合福祉センター内) <http://webc.sjc.ne.jp/sunagawa/>

国民健康保険・後期高齢者医療制度

「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」の申請・更新時期です

「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」は、医療機関を受診した際の医療費の窓口負担や入院時の食事代の自己負担額を減額するために必要なものです。ただし、国民健康保険に加入している世帯で、市道民税課税世帯に属する70歳未満の方の場合は、医療費の自己負担限度額を上回った窓口負担額のみ減額となります。現在使用している認定証は、7月31日までの有効期限となっています。8月以降に必要な方は、保険係③番窓口で申請・更新手続きを行ってください。

なお、後期高齢者医療制度に加入している方で認定証を申請されたことがあり、令和元年度も対象となる方には、7月中旬に保険証と併せて郵送しますので手続きは不要となります。新認定証の色は「黄緑色」です。現在お持ちの認定証は、有効期限が切れましたら破棄してください。

▶申請・更新時に必要なもの

保険証、印鑑（国民健康保険に加入している世帯は、世帯主の印鑑）、個人番号カードまたは通知カード

▶国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者で手続きが必要な方（後期高齢者医療保険加入者は今まで一度も申請したことがない方）

区 分		対 象
70歳以上	現役Ⅱ	年収約770万円～約1,160万円（課税所得380万円以上690万円程度）
	現役Ⅰ	年収約370万円～約770万円（課税所得145万円以上380万円程度）
	区分Ⅱ	令和元年度市道民税非課税世帯に属する方
	区分Ⅰ	区分Ⅱの世帯のうち次のいずれかに該当する世帯 ・世帯全員が所得0円、かつ公的年金収入額80万円以下の方 ・老齢福祉年金を受給されている方
70歳未満		国保加入者全員が対象です。ただし、世帯主に国保税の滞納がある方は、いったん減額前の額でお支払いいただくことになります。詳細は保険係へ。

☎保険係TEL 54-2121

みんなの国民年金「保険料免除・納付猶予制度」について

国民年金に加入されている方は、毎月保険料を納めていただく必要がありますが、経済的な理由などにより保険料を納めることが難しい場合など、未納のままにせず「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行ってください。申請して承認されると保険料の納付が免除（全額、4分の3、半額、4分の1の4種類）または猶予になります。

失業した場合も申請することにより、保険料の納付が免除または猶予となる場合がありますので、失業したことを確認できる公的機関の証明（雇用保険受給資格者証の写しまたは雇用保険被保険者離職票の写し）をお持ちのうえ申請ください。

▶手続きをするメリット

免除や納付猶予の承認を受けた期間は、年金の受給資格期間に算入されるほか、けがや病気で障がいや死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害年金や遺族年金を受け取ることができます。手続きをせずに、未納となった場合は受け取れません。

▶免除された保険料を後から納付したいとき

免除や納付猶予の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。受け取る年金額を増やすには、免除や納付猶予になった期間から10年以内であれば保険料を後から納付（追納）することができます。追納を希望する場合は、年金事務所で申し込みください。

▶手続きに必要なもの

年金手帳または基礎年金番号通知書、印鑑、雇用保険受給資格者証の写しまたは雇用保険被保険者離職票の写し（離職された方）

※学生の方は学生納付特例制度、出産の際の免除については産前産後期間の免除制度をご利用ください。

☎戸籍年金係TEL 54-2121 または砂川年金事務所TEL 28-9002